

大学図書館政策聞き取り調査

語り手：松村多美子先生

2004年10月8日 15時-18時 於千葉大学文学部

竹内（進行）：

今日は松村先生に、これまで係わっていらしたさまざまな大学図書館に係わる政策についてお話を伺うということになっています。当初実はインタビューというかたちでお願いできないかとお願いをしたんですが、いろいろと相談させていただいて、どういうかたちがわれわれにとって一番プラスか、ということで、インタビューというよりもむしろわれわれが政策全体を理解する上で助けとなるようなお話をさせていただくほうがよいだろうということになりました。なるべく多くの方に来ていただくような日を選んで、お話をお願いすることにいたしました。よろしくお願ひいたします。

松村先生：

ありがとうございます。今ご説明にありましたとおり、本来はインタビューというかたちをとる計画でしたけれども、このような研究会のかたちのほうがよりインフォーマティブなお話ができるのではないかと、ご提案させていただいて、ご了承を得たということです。これまで大学図書館行政の流れを、審議会の報告等をキーとしてたどってきて、それに対応させて国大図協等の動きを平行させて大学図書館側の動向をたどるということをしてきましたわけで、みなさまのご努力で大変立派な年表もできて、かなり明確にひとつの流れが出てきたと思います。それで今日の目的は、そこにリストされているような審議会の報告等に基づいたお話をすることによって、大学図書館行政の理解を深める件であると、竹内さんからお話があったように思います。しかし、こうした報告書等は、いわば表に出た点であってそれらの点をもう少し広いコンテキストのなかに位置付けてみることで、おそらくより理解が深まるのではないかと考えたわけです。幸い、わたくしの個人のことになりますが、併任専門員そして学術調査官として13年間霞ヶ関におり、その後は審議会の専門委員などで、合計20年ぐらいにわたって文部省の大学図書館行政に関わってきましたので、今日はこの期間における文部省サイドの主な動きについてさまざまな側面からお話をしてみたいと思います。ただし、例えば文献複写料金前払いの改善とか、いろいろ個別の施策があるわけですが、それらについては多分雨森さんのほうが詳しくそちらのほうのお話でカバーされると思いますので、ここでは省かせていただきました。

1. 文部省の組織等

まずお手元の資料に沿って進めていきたいと思いますが、まず文部省の行政を考える上で文部省本省の組織がどうであるかということが、かなり大きなウェイトを占める問題になってき

ます。資料にあげた大学学術局（当時）に情報図書館課が昭和 40 年に設置されたことが、まずは大学図書館にとって、一つの大きな転機であったということが言えます。なぜならば専門に担当する課があるかないか、ということは、とりもなおさず文部省がその分野をどう見ているかということをも具体的にあらわすことになるからです。従って、大学図書館にとって、専門に担当する部署が独立の課としてできたことは、非常に大きな出来事であり、その意味での重要性をここで強調しておきたいと思います。しかしながら、大学図書館を専門に担当する課ができたとはいえ、当時の情報図書館課は、担当業務がきわめて多様で、4 係ありましたが庶務会計係を除いて、大学図書館係、むろん係ができたことは非常に大きなことであったわけですが、その他にも一つの係が学会の助成、個人も含めた刊行助成などをやっていました。その同じ係が実験動物施設も担当し解剖体などについても扱っていたということです。係が、ちょっと名前を忘れましたが、多分情報係であったと思うんですが、国文学研究資料館さらに別のあるいは一橋大学の社会科学古典文献センターを所轄し、あとで人材育成のところで触れますけれども、漢籍担当者の研修会やドキュメンテーション講習会などをやり、またその同じ係が学術用語も扱っていました。この学術用語についてはご存知のかたもいらっしゃると思いますが、青戸さんが当時から専任の専門員として担当していらっしゃいました。このようにかなり多様な業務を扱っていた課ではありました。しかしながら、大学図書館にとって独立した課の一係が誕生したということは、非常に大きなインパクトがあったと思います。

二番目としては、情報図書館課に専任の専門員が設置されたことです。もちろんラインとして、課長、係長、係員がいらっしゃるわけですが、この他にいろいろな専門を持った方たちが専任の専門員、ここで専任というところが非常に重要ですが、専任の専門員として研究助成課や学術課などに配置されていました。学術課には主任専門員といって、各課の専門員を束ねる専門員がいらっしゃいましたが、いろいろな課に必要に応じてその課の所轄する専門分野を担当する専任の専門員が配置されていました。それでこれもわたくしごとになりますが、昭和 46 年当時に情報図書館課長でいらした古市正俊課長が、大学図書館行政には専門家の知識がきわめて重要であると痛感されたわけです。それで、情報図書館課にも大学図書館の専門員を置きたいということで省内で大変な努力をされ、たまたまわたくしが昭和 46 年 10 月に図書館短大に就任したので、それと同時に文部省の専任専門員というお誘いを受けたわけです。ところが、着任したばかりで短大としてもすぐに文部省に行かれてしまっただけで困るということもあって、翌年の昭和 47 年 4 月から併任というかたちで文部省に週数回勤務することになったわけです。したがって、わたくしが文部省で最初の併任専門員となりました。その後、多分翌年の昭和 48 年だったと思うのですが、吉川藤一課長の時に専任専門員のポストを非常に努力して獲得され沙藤隆茂さんが専任専門員第 1 号として着任されることになったわけです。たまたま年表に沙藤隆茂さんの記載がないようですが、現職の大学図書館職員が専任専門員として大学図書館行政に直接かかわることになったのは、大学図書館にとっては非常に大きなことであったわけで、専門家としての立場からさまざまなアドバイスをすることで、大学図書館行政に強力な布陣がひかれたと考えてもいいのではないかと思います。ただやはり省内で、特に局のなかで、図書館の問題なんかには専門員がいるのかという議論があったというように聞いております。したがってそういう意味では古市課長や吉川課長がずいぶん戦われたということがあ

り、とくにわたくしが女であったということ、慶応出身だったということ、後で聞いたお話では、「女で慶応出の人を連れてきてどうするの」というご議論があったとのことでありました。ともかく課長のご努力でこうしてポストが作られたということは非常に大きなことであったかと思います。沙藤隆茂さんの次に田中久文さん、倉橋英逸さんと専門員がしばらく続くこととなりますが、その間に昭和49年7月に文部省の組織がえて大学学術局から学術国際局に改組になり、それに伴って専門員の制度がなくなり専門員の一部が学術調査官になりました。専門員とは課に所属するものであって学術調査官は局に所属するという位置付けになっています。ですから専門員は、情報図書館課の専門員であれば、情報図書館課の様々な仕事を専門にやる立場にあるということで、大学図書館を専門に担当する専門員が置かれたということで、大学図書館行政の地盤が固まったと言うことができるのではないかと思います。

そして三番目として、これもはっきり年代は覚えていないのですが、わたくしが着任してまもなくですから多分昭和48/9年頃だと思いますが、それまで「学術雑誌総合目録」は文部省が自ら作成していたわけですね。情報図書館課ができる前に情報室だったと思いますが、そこにスタッフが4~5人いらしてそこで全国からデータを集めて手作業で編纂して、印刷物をつくっていらしたということです。しかし、文部省はそういった実務はしないという方針が打ち出されて外に出すということになり、それと同時に電算化をはかるということになって、紀伊国屋との共同プロジェクトが開始されたわけです。当時紀伊国屋の坂本さんとか電算システムをやってらした方々と、文部省からは沙藤専門員、わたくしなどが加わって委員会というかワーキンググループをつくって電算化について協議をしました。後に文献情報センターの柴田正美さん、根岸正光先生なども加わられて電子版学総目が出来上り、文献情報センターでサービスを開始することになったわけです。主なものだけをあげましたが、このような動きが文部省サイドにあったということが、まず第一点です。

2. 委員会等

二番目として大学図書館に直接関係する動きについて、まず大学図書館改善協議会についてお話をしたいと思います。だいぶ古い話ですけれども、実はこれが文部省において大学図書館の問題をはじめて委員会形式でとりあげ議論を重ねたまず第一歩であったといえます。昭和50年に第一回を開催していますが、これは吉川藤一課長のときであります。吉川課長は昭和47年4月に着任されましたが、実は在任期間がもっとも長い情報図書館課長でいらっしゃいました。その間にいくつかの非常に画期的な施策がなされ、その後の大学図書館の改善発展の基礎は、実はこの吉川課長の時代に築かれた部分が多いと言ってもいいのではないかと、今ふりかえって考えています。この大学図書館改善協議会ですが、協議会は文部次官通達の会議であるわけですが、そこまで持っていくのも当時としては非常に大変だったわけですね。昭和50年に開催していますが、実はそこで、今日でもいまだに解決されていない、いまだに大学図書館の問題点となっているようなことが議論をされており、例えば、当時は特に大規模大学ではいわゆる中央館、部局図書館、分室、教室といろいろ細かく資料が分散していたのを、中央図書館を中心として少なくとも組織的に一元化をはからなければいけない。あるいは図書館予算の独立化をはかるべきである、というようなご意見が出されて、大変大きな議論をよん

だわけです。少なくとも併任の図書館長はその職務に専任できないということもあって、大学図書館にとって望ましいことではないから、少なくとも専任の図書館長が必要ではないかなど、かなりいろいろなポイントをついた議論がここでなされたということです。昭和48年には「第三次答申」が出ているわけで、その「第三次答申」を受けているということもありますし、また配布資料の一番最後のページの2)にある、「大学の研究教育に対する図書館の在り方とその改革について」という国立大学協会の第二次報告というのが昭和50年に出ています。これは国立大学学長が協議の結果として、大学図書館はこうあってほしい、という改革案として出されたものです。ですから、それなども横目に見ながらの議論であったわけです。それと直接の目的としてはそれまでに「国立大学図書館改善要綱およびその解説」が昭和44年に出されていますし、「大学図書館設置基準要綱」もあり、それを改善したいということも、一つの大きな目標であったということです。この大学図書館改善協議会にどんな方々がご参加くださったかといいますと、当時の東大館長の安藤良雄先生、広大学長の飯島先生、梅棹忠夫先生、前次官の篠沢さん、千葉大学附属図書館事務部長の田辺広さん、長澤雅男さん、津田良成さん、それから藤沢鎮男先生というような方々です。それでご関心のある方はこの資料2.1)の検討事項をご覧くださいただわかるとは思います、先にふれたように例えば館長は専任制であることが望ましいとか、できれば専門職が館長になるべきであるとか、当時としてはきわめて抜本的というか、ラディカルなご意見がいろいろ出ましたが、一方では館長、学長の委員もいらっしゃるわけで、大変議論が白熱化したわけです。それで最初の昭和50年度の審議のまとめは、出版物のかたちで刊行されましたけれども、昭和51年度の二年目の審議の結果は公開されませんでした。というのもあまりにも議論が白熱してまとまらなかったということと、館長や大学関係の委員からの強い反対意見があったことなどから公開しなかったということです。そこで「大学図書館改善要綱草案」というかたちで、部内資料として各関係方面に配布したということであって、刊行はされませんでした。しかしながらこのような議論が行われたということは、その後に大学図書館のありかたを考える上で非常に大きな実績を残したことにはなったかと思えますし、このような文部省の委員会の場で議論が戦わされたということは、館長・大学側にとってもかなり大きな刺激になったと言えるのではないかと思います。

3. 大学図書館組織・サービスの改善

資料の項目は必ずしも年代順に並んでいないかもしれないので、その点をご了解いただきたいと思えます。文部省として、情報図書館課として大学図書館の組織やサービスの改善にいろいろな施策が講じられてきましたが、まず第一にあげられるのが、少なくともわたくしが非常に重要で現在に至る大きなインパクトがあったと考えているのは、1にあげています大学図書館の部課長人事を本省人事にしたということです。それまでは、みなさまの世代ではあまりご経験がないかと思えますが、昭和40年50年代の大学図書館では、非常に組合が強かった頃ですね。ですから、学内の異動さえ殆んどはありえないということもありましたし、どんなにいい仕事をなさっている、異動による昇進の道がない、いいにつけ悪いにつけ、専門職だから図書館の外へは出ないというお考えが強かったわけで、ましてや地方に出るというようなことはありえない。特定の図書館のなかに固定してしまえばフローズンした状態で、いい

仕事をなさっていても上にあがっていく道がない、活躍の場がないという状況であったわけですね。そこで吉川課長のときに何とか風穴を開けていかなければいけない、最終的には組織は人なりということで、これもまた省内で大変なご努力をされたわけですが、少なくとも課長以上は本省人事で動かすということになったわけです。これについてははっきりした年代は覚えていませんが、当時鳥取大学医学図書館におられた方が、九大の課長に出られたのが最初の異動になるわけです。それ以降は大学図書館の部課長人事は本省人事として、今日では当然のこととなっていますが、一番最初の突破口を作るのは大変なことであったといえます。二番目は、これに関係ありますけれど、大学図書館の部制を開設したということですね。大学のなかでの図書館のステータスを少しでもあげよう、少しでも位置を強化しようということですね。当時はおおむね事務長制ですから大学のなかでの図書館の位置付けというのがいかなるものか想像していただけたと思います。そこで部制を始めたということは非常に大きなことではないかと思えます。

後は雨森さんのご専門の分野になりますけれども、大学図書館にいわゆる資料購入費が直接つかないこと。後で5. 国際交流のなかでお話しますが、海外から大学図書館専門家を招聘して大学図書館等を視察して報告書を書いていただくということをやりましたが、そこでくりかえし指摘されていることは、海外の大学図書館と日本の大学図書館とはいろんな点で違いますが、最大の相違点は日本の大学図書館では資料購入費がつかないことです。これは雨森さんのほうが詳しいと思いますが、この件については本省のなかで情報図書館課がくり返し交渉されたわけですが、結局これはいまだに解決しないですね。これは大学の当たり校費で積算され、研究費の一部として含まれていることになっているからです。当時は全く厚い壁で容易に破れないということで、それならば様々な項目を立てて直接図書館に配分されるような予算措置を講じることになったわけです。参考図書購入費は学生用図書購入費、特別図書、大型コレクションの購入費などです。

4. 調査・海外文献資料の翻訳刊行等

情報図書館課では各種調査の実施や海外からの専門家の招聘と講演会の開催、各種資料の作成・刊行や海外文献の翻訳出版などの活動を行っていました。これは昭和40年～60年代の情報図書館課の特色であると考えます。4番の項目のところになりますが、みなさまがたのほうがよくご存知ですが「大学図書館実態調査」を実施していますよね。これはいわゆる公的統計データでありますから、これをきちんとやっているということは非常に大きな実績であると、省内でも非常に高く買われているところのものです。その他に、公開された刊行物かどうかわかりませんが、「大学図書館関係法令基準集」があります。わたくしが持っているのは44年版ですが他の年度についても出ていると思います。それから、学術情報流通利用の実態調査を実施していたことですね。人文社会科学と自然科学で、これは確か一回か二回ぐらしかやらなかったと思います。その他に資料の二枚目にありますが、「学術情報政策資料」シリーズというのを刊行していました。これは昭和48年から59年までの間にNo. 1から18まで出ています。これはどういうものかということ、海外の、例えば英国図書館研究開発部で行った調査研究の報告書であるとか、図書館員の養成にかかわる英国教育科学省の報告（No.1）、デイントン

報告書と呼ばれる有名な報告書で英国図書館の成立のもとになったデントン卿の報告書 (No.2)、「大学図書館における情報サービス (No.5/6) は、SCONUL というイギリスの国立・大学図書館協議会が行った調査報告書であり、他はドイツの大学図書館関係の資料 (No.10)、フランスの大学図書館 (No.13)、ユネスコ、CODATA の報告などの翻訳出版です。西ドイツの専門図書館制度は英国図書館のドキュメントサプライセンターとは正反対に分散方式であって、それぞれ強いコレクションを持っている既存の大学図書館に特別予算をつけて、そのコレクションを強化して相互貸借を推進するという方策をとっていました。例えば工学、エンジニアリング関係ではハノーバー工科大学のようなところがすでに強いコレクションを持っているので、そこに連邦政府が予算をつけてそのコレクションを強化し全国共同利用にするという方策を打ち出していたところです。ご案内のようにドイツでは特に教育については州が強いので、その州を越えての相互貸借というのは極めて難しいことであつたわけですね。それゆえ連邦政府としてはなかなか口出しができない状況にあつたのを、少しでも全国的な共同利用を推進しようという目的で、連邦政府のドイツ研究財団 DFG が助成をして、全国レベルのシステム化を進めていたという時代がありましたので、その関係の資料などが翻訳されています。他にはユネスコなども全国的な相互貸借制度モデルの比較などを出しています。情報図書館課が予算をとり翻訳出版して全国の国立大学図書館に配布していたというものです。当時はもちろんインターネット時代ではありませんし、海外の文献を手に入れて読むということは、一般の大学図書館で実際に実務をなさっている方達にとってなかなか難しい時代でもありましたから、これは大変評判がよくみなさんに利用していただいたと思います。二枚目の5、6などは、次の項目5 国際交流で招聘した専門家の報告書を翻訳して出したものです。6番の「日本の大学図書館について」というのは、当時の SCONUL、英国国立大学図書館協議会会長当時バーミンガム大学図書館長であつたハンフリーズさんを二回にわたって招聘した時の報告書であります。非常にアナリティカル、クリティカルに書かれたもので、そういう意味ではいささか物議をかもした報告書でもあります。やはり第三者が日本の大学図書館をどのように見ていらっしゃるかがということが明確に浮き彫りになっている点で大変興味があります。その他「日本における学術情報に関する現状と施策」とか、今日は持ってこなかったですが「大学関係者に関する現状と施策」、「わが国における学術研究活動の現況」、「大学図書館業務の電算化」というようなガイドライン、これはみなさんご存知ですよ、なども出してきております。

5. 国際交流

さて、国際交流ですが、先ほどからすでに触れましたが、当時からかなり盛んにおこなわれており、昭和 44 年に日米大学図書館会議の第一回が東京で開かれております。これは現在まで継続して開催されていますが、他方 UK/JAPAN Seminar on Library and Information Systems Development というのを、これは吉川課長が日本学術振興会に移られ遠山課長が着任されてすぐの頃だつたと思いますが、開催しています。これは当時の英国図書館研究開発部の J.Gray 部長他を招聘して日本で開いたものです。これはなかなか盛会でありまして、学術振興会がスポンサーでそれにブリティッシュ・カウンシルもかなり協力して下さって開催したも

のでありました。専門家の招聘については、わたくしの記憶しているかぎりです。先ほどの「日本の大学図書館について」の報告のハンフリーズさんはこれもブリティッシュ・カウンシルのご協力で二回にわたって来日され東大、京大などの図書館を視察されたわけです。先ほどなかなかラディカルにアナリティカルにいろいろなことを指摘されたと言いましたが、大変もの静かなケンブリッジ大学の古文書学博士ですがおっしゃることはなかなか厳しく、大変静かな物腰で予算額についてお聞きになり図書購入の予算額、その額としては英国の大学図書館と大差ないとおっしゃったんです。ただ図書館に直接その額が来ないというところが非常に問題だというご指摘がありました。それと図書館が選書をしていないということもやはりコレクションの内容の問題に関連して大きな問題ではないかというご指摘がありました。また職員数についても、職員数も学生数、収書整理タイトル数などに対応して決して少なくない、とおっしゃったんですね。その頃は人よこせ、人よこせの大変な時代でもあったわけですが職員の数も決して少ないとはいえない、図書館の規模に対する職員数の比率としてはむしろ多いぐらいであるのに、目録などの整理業務のタイムラグはいかなることかというご質問があつたりしました。その頃はご案内のように数ヶ月、年に近いタイムラグがあつたわけですから、そのようなご指摘もあつたことです。図書館に図書購入費が直接ついてこないということに関して、このようなご指摘は当時の情報図書館課にとって考えなければならない大きな点であるということから、その後に学生用図書などいろいろな項目別の図書購入費を直接図書館に配分することになる一つの大きな動機にもなったわけです。それと中央図書館と部局図書館との関係についても突っ込んだご質問があり、中央図書館の性格というもののはっきりしていないというご指摘があつたり学生のための学習図書館としての機能あまり十分とはいえないかもしれないし、さりとて研究図書館の機能は部局のほうが主導的であるようで附属図書館、中央図書館のありかたも考える点ではないかというご指摘もあつたわけです。また、教育教授法と図書館が結びついていないのが欧米との決定的な違いであり、図書館にとって問題であるというご指摘もあつました。二番のトニー・ホールというかたは、当時 UKMARC を使った共同目録プロジェクトを、ちょうど OCLC と同じ時代にイギリスで開始し、バーミンガム大学、アストン工科大学、バーミンガム公共図書館という三つの大規模図書館を結んだ共同目録プロジェクトの主任代理をしていたかたです。当時わが国としてもいわゆるシェアード・カタログの構想を検討していた時代でありました。三番目の Dr Barr は、英国図書館ドキュメントサプライセンターのディレクター、四番目の Sewell さんはイギリス文部科学省の図書館アドバイザーであり、五番目の Dr Oetel は先ほど言及したドイツ研究協会の図書館部長、次の Bryant さんはイギリスのバース大学図書館長で現在の UKDLN の前身である書誌情報ネットワーク長でもあつた方です。このような専門家を招聘して視察をおこなうと共に東京、関西で講演会を開催し、報告書をおまとめいただいたということです。

一方、情報図書館課の関係者、学術審議会関係者の海外視察もあつたように思いますがわたくしの記憶しているのでは、昭和 49 年頃でしたか、吉川情報図書館課長にわたくしが同行してイギリスの大学図書館を視察したこと、二番目は遠山課長と当時の学術審議会情報分科会長の長倉三郎先生、田中専門員とわたくしの 4 人でイギリスの調査に行つたことがあつました。

6. 人材養成

さて、人材養成ですが、これはもちろん文部省の主たる分野ということもあり大学図書館行政を通じて最終的には人材、人の問題だということ、そのための教育訓練の重要性は行政の実際において痛感していることでもあり、従ってさまざまな機会をとらえて現職者の講習会研修会を開催してきましたが、また図書館情報大学の設置にも情報図書館課が大きく関わっていることでもあります。昭和 27 年に近世資料担当職員の講習会を始め、それに次いで漢籍は昭和 47 年から、大学図書館職員の長期研修が多分昭和 46 年だったと思います。それと人材育成ということで、やはり一番大きな意味があるのは何ととっても大学図書館職員の在研制度を開始したことですね。これは昭和 50 年が第一期生で、田中久文さんと倉橋さんの二名が出られましたが、この制度の開設に当って当時の情報図書館課長の努力と熱意は本当に涙ぐましいものでした。当時は教官は海外研修に出られますが事務官にとっては、何としても予算の出しようがないという時代だったわけですね。そこで当該大学の助手に併任というかたちをとって、教官の身分として在研制度を適用するというのだと思いますが、実現までには実に様々な方面との折衝があったことと思います。しかし何としても一度海外に出て広い視野から大学図書館を見る人材を育成する必要があるという吉川課長の非常に強い信念で開始されたことは、本当に大きなことであったと考えています。それと、東京大学の情報図書館学研究センターを東大附属図書館の附属施設として開設したことです。そこで現職再教育を実施し、またシンポジウムや、セミナーの開催もおこなわれました。また筑波大学の情報処理センターは昭和 53 年に設置されましたが、そこでも導入したデータベース等を利用した現職者の再教育が非常に盛んであったということです。

7. 学術審議会等

さてそこで学術審議会等の報告ということになります。これまで見てきたのは、多分いろいろな意味で直接的、間接的に学術審議会の報告が出てくる土壌をつくっていった基盤的な様々な動きをざっと見てきたということです。学術審議会等の報告でまず第一にあげられるのは昭和 48 年の「学術情報の流通体制の改善について」でありますね。これが一番まとまったかたちで大学図書館について触れられている最初の報告書ということが出来るわけです。これは今見返して大変面白いものでして、ここで第一図書館システム、第二図書館システムというのが打ち出されているわけです。第一図書館システムは現行の、その当時の大学図書館ですね。第二図書館システムというのは、第一が従来の大学図書館であるのに対して、それを補うための、新しいニーズに対応するための大学図書館システムということです。第二システムにおける新しいニーズは当時コンピュータのアプリケーションが出てきたとか、ネットワークが始まったとか、あるいは各種の二次情報データベースが出現してきたというような、そういう環境的要因をふまえた新しいニーズに対して、従来の図書館では対応が難しいであろうから、第二図書館システムを構築して、そこでデータベースによる二次情報の高次利用のようなサービスを提供する。第一図書館システムに当面は急激な変化は求めない、しばらくは見方によっては第一図書館システム、従来の大学図書館は変わらないであろうから、第二図書館システムを構築しその発達、定着によって第一システムも変わっていくであろうという発想です。変わることが

望ましいと報告書のなかでも言っています。このように第一図書館システム、第二図書館システムという形でかなりのページを割いて大学図書館の問題を扱っているわけで、大学図書館に関する重要な審議会報告としてとらえることができると思います。大学図書館の現状に関するデータなども出ています。当時の情報分科会長は小谷正雄先生であり図書館の専門委員としては岩猿敏生さん（当時京大附属図書館事務部長）、名古屋大学館長の保田幹男先生、井出翁さん、津田良成さん他が名前を連ねていらっしゃる報告書です。

この報告を受けて大学図書館のために様々な施策が講じてきています。報告では学術情報の流通のための二次情報の整備とか、研究資料データとしての各種資料センターの整備などをあげていますが、大学図書館との関連では、大学図書館の機械化がさらに進められたといえます。昭和53年度までに12国立大学に電算機を導入しているということでありまして、また東大の情報図書館学研究センターが昭和51年に設置され、昭和53年には筑波大の情報処理センターで再教育の講習会が始まっていますし、また図書館情報大学の創設準備なども始められているということで、第三次答申を受けて様々な施策が講じられています。国文学研究資料館の整備もあります。昭和53年までに12大学に電算機が導入されましたが、それでは「どの大学にどのようにしてコンピュータがついたの」ということを話してほしいというのがインタビューの一つの目的ではないかと思いますが、「何故どの大学に」ということは明確には言えないと思いますが、あえて一言で言わせていただくと、基本的に文部省の行政は、少なくとも私が自身の体験から理解している限りでは、文部省の側から一方的に行うことはないと思います。これは、わたくしが文部省に併任になっていささか驚いたことであつたんですが行政というのは何でもお上から指令がくるものと思っていたのですが、必ずしもそうではないのですね。むしろ多くの場合その逆、特定の大学からこういうことをしたいから予算がほしいと言って出てきたものについて、いろいろ話を聞いて妥当性があつた場合に予算をつける、あるいは概算要求に出すというかたちをとっているのですね。いわばかなり受身というか、大学等から出てきたものを基本とする姿勢であつたというのが、それまで官界の門外漢であつたわたくしにとっては、行政のありかたについての新しい驚きであつたということが出来ます。ですからどの大学図書館にコンピュータがついたということも結局はそういう基準によるものであつて、大学側からぜひコンピュータを使ってこういうことをしたいという希望が出てきたものにつけていったというのが実態であつたと思います。コンピュータでこういうことをしたいから、図書館をこの様に改善したいからと計画を立てて出してこられるものというのは結局、「人」ですね。そしてその妥当性、創造性等を理解して適切な行政措置を講じるのも「人」ですね。

次が「今後における学術情報システムの在り方について」ですが、ここでは学術情報システムが主体になっているわけですね、当然のことながら。ですからこの答申における大学図書館は答申の8ページにありますが、学術情報システムの各種機能のなかで、一次情報の収集提供機能というところに位置付けられており、そのなかで大学図書館の機能の充実と再編成、全国ネットワークの形成、そして資源の共有をはかるべきというようなことを述べています。そして資源共有のための相互利用の改善に取り組むべきである、またその資料の体系的な保存にも触れているということですね。ですからここでは焦点が、いわゆる一次資料の収集提供機能にあつているということではないかと思われ、また10ページではシステムと研究者との媒介

の役割を持つ窓口、ターミナルの機能を持つべきだということも言っているわけで、最終的には学術情報システムの重要な構成機関として、新しい発展が期待されるとしています。

この答申の後大学図書館についてはしばらく間を置くこととなります。昭和 57 年に「学術研究体制の基本的施策について」というのが、出ておりますけれども、大学図書館について言及しているのは、平成 2 年の「学術情報流通の拡大方策について」ということとなりますね。ですからその間約 10 年間のタイムラグがあるということとなります。この「学術情報流通の拡大方策について」は、もちろん学術情報システム、学術情報センターが中心の報告書ではありませんけれども、このなかで大学図書館としては強調されているのは複写サービスの促進です。学術情報センターを中核とする学術情報システムにおいていかに情報流通を推進させるかという観点から、大学図書館が果たすべき機能として所蔵する資料の複写サービスをあげています。それで外国雑誌センターもまた複写センターとしての機能も持つべきであると提言しているわけです。こういう委員会では委員の顔ぶれというのかなり関係してくる場合があります、ご発言の焦点がどこにあるか、どういう視点からご発言になるかということによっても、議論の方向性が決ってくるということもあるわけです。もちろんそれを議長がおとりまとめになるわけですが、いわゆる落としどころが明確に決まっている場合は別ですけれども、そうでない場合は、委員の顔ぶれによって議論の方向性が出てくるということも言えるわけですね。ここではご関心が文献複写サービスにあって、もちろんこれは学術情報流通において当然といえますが、大学図書館に求められる機能は複写サービスの改善であったわけです。

また電子図書館についても言及しております。報告の 6 ページの最後のところですが、「電子的な情報の収集を進めるとともに今後出現する全文型や画像型の一時情報サービスも積極的に取り入れて、その利用環境を整備していく必要がある」と述べております。しかしやはり中心は学術情報センターにおいて国公立大学図書館との協力のもとに電子的な情報形成、流通、電子図書館システムの技術開発試行等について推進していく必要があるとしています。しかしここで注目したいのは、この報告においては大学図書館における電子図書館とは、電子資料の利用を言っており、ここではいわゆる所蔵資料の電子化ということではないのですね。当時は CD-ROM や各種の電子資料が増加してきたという環境的な要因ももちろんありましたし、学術情報のより良い流通のためには、一次資料でも電子形式のものは積極的に収集して利用していくべきだ、ということも言っているわけですね。それが後の大学図書館の電子図書館的機能になると、少しニュアンスが変わって所蔵資料の電子化に焦点があたってくるというように、多少ともシフトしてくるようになります。

そこでいよいよ「大学図書館機能の強化・高度化の推進について」です。学術審議会という文部省としては最高の審議機関で、初めて大学図書館がメインテーマにとりあげられたという点で、わたくしはこれは本当に画期的なことだと思っています。これまでは学術情報といいながら研究体制をどう整備するか、あるいは学術情報センターを中心とした学術情報システムをどうするか、というようなことであったのですが、ここで初めて大学図書館を真正面からとりあげたということで、大学図書館にとって非常に大きな意義があることだと考えています。先ほどは、委員会の委員の顔ぶれというようなことにも触れましたが、学術情報部長が東工大の図書館長をなさった、市川惇信先生で、市川先生はそれまでの学術審議会の委員会において

も非常に図書館に理解のおありになるかたでありました。その他有馬前東大大学長、長倉三郎総研大学長、中根千枝先生、東大の図書館長をなさった黒田晴雄先生、東大館長の清水先生などが委員、専門委員をしていらっしゃいました。ここで学術情報システムのなかに大学図書館を位置付けそのなかでの役割を規定した上で、資料収集、保存を利用、学習機能、職員の問題、そして自己点検・評価など、大学図書館に関わるあらゆる側面をカバーしている、きわめて包括的な報告書であるということが言えるのではないかと思います。一方では総花的と言えるかもしれませんが、みなさんご存知のように何か特定の目的があつて委員会を設置して報告書をまとめるという以外は、審議会等の報告書ではかなり広くカバーいろいろな点をあげておいて、そのなかから文部省が概算要求に相当と思われるものを取上げて施策とするのが一般的といえます。

しかし大学図書館を審議の対象に真正面から取上げたことはきわめて画期的なことであり、3年後には「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について」という建議が出ることとなりますね。大学図書館についての建議が出されるということも、また、それまでの様々な施策の積み重ねと当時の行政も、審議会関係者の理解と努力の成果といえると思います。ここでは、今振り返ってかなりの時間が電子図書館の定義に費やされたような記憶があります。「電子図書館とは何か」ということでずいぶん議論が白熱し、結局、電子図書館と言い切ってしまうことを避けて機能としてとらえる、図書館の電子図書館は、こういうような機能を持つべきであるということで、機能面からとらえることに落ち着いたということでもあります。電子図書館機能のなかでは、特に資料の電子化が議論の焦点のひとつでありました。建議でも資料の電子化の推進ということが一つ大きな柱になっています。例えば「建議」の3 ページでは、もちろん保存のための電子化をうたっておりますし、(4)として資料の有効利用のためにも電子化する必要がある、「貴重資料や特殊コレクションなどをはじめとして、その大学図書館が所蔵する資料の共同利用を促進する観点から、また海外への情報発信という側面からも、大学図書館は所蔵資料を電子化し、有効利用をはかる必要がある」となっており、電子図書館では図書館が持っている資料を電子化することによりかなり重点が置かれたように思います。

個人的には、所蔵資料を電子化することだけが電子図書館の重要な機能ではないと考えていましたので、わたくしとしては学内でつくられている電子情報や商業、非商業ベースのさまざまな電子資料も含めて導入して利用するというのも同じようなウエイトで扱うべきだと考えていました。もちろん国会図書館のようなところはわが国の文化の保存という観点から所蔵資料を電子化する必要があるわけですし、確かに国会図書館の委員は資料の電子化ということを非常に強調されるわけですね。また京都大学みたいに国宝級の資料を所蔵しているところは、資料を電子化して公開することに大きな意義があるということも事実です。さりとて一般の大学図書館にとって自分で所蔵資料を電子化することの妥当性についてはわたくしは100パーセントの確信は持てなかったもので、それで利用の多いもの、あるいは貴重資料など「限定的に」ということを声を大きくして入れていただいたということになりました。

しかし確かにこの建議が出た平成8年当時は、海外においてもまだ電子ジャーナルが出てはきましたけれど、チューリップというご存知のエルゼビアの電子ジャーナルパイロット・プロジェクトがアメリカの八大学でおこなっていたという時代であり、本格的に実用化ということ

にはまだ至ってなかったかもしれませんね。ましてわが国では、例えばCD-ROMを、国立大学図書館の場合、資料購入費から購入するということがさえないかなかなか難しかったですよね。新しいアップデート版がきたときに、古い版をどうするかということが問題になったりというような時代でしたから、ましてや電子ジャーナルのようなオンライン利用の電子資料を積極的に文部省が予算化して、導入するというようなことの難しさが確かにあったということは言えるかと思えます。それと例えば京都大学で早々と電子化プロジェクトを始められて、自館の資料を電子化する活動がもうすでに、華々しく打ち上げられていたということも背景にあったかもしれません。また会議全体の雰囲気、電子化の技術開発に関心が強く集まっていたということでもあったわけですね。当時NIIで電子図書館プロジェクトが行われていましたし、技術的な側面の研究開発が脚光を浴びているというか、みなさんの関心があったということも背景にあったのではないかという感じがいたします。

したがって文部省として電子化した資料を導入する経費を要求するよりは、持っている資料を電子化する経費を配分するほうが、容易であったということもあるかと思えます。奈良先端大の場合はちょうどそうしたときに、新設の大学であったということもあり、筑波大学が新設されたときに統合した集中化システムの大学図書館のモデルケースとして文部省がかなり力を入れて予算配分などをしたということと同じようなケースといえるでしょう。奈良先端大も当時新設でそうしたタイミングとあわせて、いわゆる電子図書館としての一つのモデルを設定したいと考えていたことも事実だと思いますね。ですから、設置そうそうに本省の関係者安達淳先生、長尾真先生、わたくしなどが参加して、電子図書館セミナー開催したりしております。そのときは電子化に関連する著作権の問題がかなり議論になりました。

その後いろいろな大学に対して資料の電子化についての予算配分がなされて、その総まとめが最後の一番最近の新しい報告書「学術情報発信に向けた大学図書館の機能の改善について」です。しかし平成8年から15年まで7年間が経過しているわけで、その間に大学図書館に関しては特に審議会の審議ということもないということであり、その間に省庁再編成が行われて、現在、大学図書館係は情報課のなかで、情報課は研究振興局に位置づけられていますね。ですから一番最初に申し上げたように、所管省庁の組織面でどういうところに位置づけられているかということは、施策の方向性をかなり左右する要素であると思います。科学技術庁と統合したということによって、大学図書館だけではなく文部科学省の行政施策にかなりの変化がおこって従来とは違ってきているように思います。おそらく大学図書館についても、何らかの今までとは違った、もちろんいい意味であってほしいと思いますが、変化が生じているかもしれないと思いますし、また大学側も国立大学の場合には法人化というこれまた画期的な変化がおこっているわけですので、大学図書館がこれからどういう方向に向かっていくのか、そのためにこの科研費もあるのだと思いますが、いろいろ課題があり、また非常にチャレンジングなことでもあると思っています。

ここまでに全体の流れをごくざっとですけれども、情報図書館課を中心とする文部省サイドでのいろいろな動きと審議会の報告等によって、きわめて簡単にたどってきたわけです。さて、そこでこうした大学図書館行政に一貫性があるかどうか、これは最初の話題であったかと思いますが、それはどうでしょうか。わたくしが感じることは少なくとも一人の人のなかにおいて

は一貫性があったという、ただそれが日本の公務員制度で2-3年ごとに交代されるわけですから、その点がずっとつながって一貫したかどうか、その辺はまた難しいことかもしれない。しかしながら節目節目でキーポイントとなったのは、やはり結局、新しい発想と実行力を持ってこの大学図書館行政を動かしてこられた人ですよね、そういう意味でやはり組織は人なりということを常に感じてきたことでもありました。また具体的な行政施策は、審議会等での審議事項として取上げること自体も含めて、さらにその結果出た報告書等に基づいて何らかの具体的な施策を講じるにあたっても、ある次官がいみじくも言われたように、いい行政は天の利、地の時、人の和この三つがそろわないとできないということですね。いかにいいアイデアがあってもタイミングが合わないということもあるかもしれませんし、さまざまな人の組み合わせがうまくいかないこともある、この三つがそろって初めていい施策が実現するというのではないかと。ということでわたくしの話はここまでにしたいと思います。

大学図書館に関連する文部省の施策・事業

昭和40年代～

松村 多美子

H16/10/08

1. 文部省の組織等

- 1) 大学学術局に情報図書館課の設置 昭和40年
- 2) 情報図書館課専門員・大学学術局学術調査官制度の開設
 - 併任専門員 昭和47年4月
 - 専任専門員 昭和48年4月
 - 併任学術調査官 昭和49年7月(大学学術局から学術国際局への改組にともない学術調査官制度を設置)
- 3) 「学術雑誌総合目録」自主作成から外部委託・電算化に移行
 - 紀伊国屋 東京大学文献情報センター

2. 委員会等

- 1) 大学図書館改善協議会 S50年、S51年
 - 「昭和50年度審議のまとめ」 昭和51年3月25日
 - 「大学図書館改善要綱草案：昭和51年度審議のまとめ」(部内資料)
昭和52年3月15日

3. 大学図書館組織・サービスの改善

- 1) 大学図書館部課長の本省人事
- 2) 大学図書館部制の設置
- 3) 参考業務担当職員の増加 昭和47年～
- 4) 学生用図書購入費の予算 昭和50年～
- 5) その他

4. 調査・海外文献資料の翻訳刊行等

- 1) 大学図書館実態調査の実施 「大学図書館実態調査」の刊行
- 2) 「大学図書館関係法令基準集」 昭和44年度
- 3) 「学術情報の流通・利用の実態調査結果報告書 人文・社会科学関係」
昭和47年3月
- 4) 「学術情報の流通・利用の実態調査結果報告書 自然科学関係」
- 5) 「学術情報政策資料」シリーズの刊行
 - 海外の大学図書館関係の主要資料等の翻訳・配布 昭和48-59年

- No.1 「図書館員の養成に関する報告」英国教育科学省図書館諮問委員会
 - No.2 「英国国立図書館委員会報告」(Dainton Report)
 - No.3 「米国議会図書館年報(1973会計年度)」
 - No.4 「科学技術データの入手と流通に関する研究報告 ユネスコ/CODATA
 - No.5 「大学図書館における情報サービス」SCONUL(英国国立大学図書館協議会)
 - No.6 「 同上 」(続)
 - No.7 「図書館・情報サービスの国家計画へ向かって一実行目標」米国図書館・情報科学に関する国家委員会
 - No.8 「大学図書館のコンピュータ利用」(Norman Higham)
 - No.9 「米国における科学技術情報政策」(Joseph Becker)
 - No.10 「ドイツ大学図書館の類型変化と協力体制の発展」D. エルテル DGF
(ドイツ研究協会) 図書館部長
 - No.11 「オンライン文献検索のための情報ネットワーク」ユネスコ
 - No.12 「情報政策の目標(UNISIST 提案) ユネスコ
 - No.13 「フランスの大学図書館：概観」仏大学省図書幹部技術研究課
 - No.14 「地域ネットワークシステムの構築と地域図書館センターの設立に関する勧告」
ドイツ研究協会図書館委員会 情報処理小委員会
 - No.15 「西ドイツにおける中央専門図書館システム」ドイツ技術情報図書館長
 - No.16 「全国相互貸出制度(現存制度および可能性のあるモデルに比較研究)」
ユネスコ
 - No.17 「西ドイツの専門情報システム実施計画、1982-1984」
ドイツ研究技術省
 - No.18 「英国の図書館における資料保存政策：ケンブリッジ大学図書館資料保存プロジェクト報告」FW ラトクリフ、D パターソン
-
- 6) 「日本の図書館・情報学教育に関する印象」R ステイブリー 昭和48年
 - 7) 「日本の大学図書館について(報告)」KW ハンプリーズ 昭和49年3月
 - 8) 「日本における学術情報(大学研究者関係)に関する現状と施策」昭和53年3月
 - 9) 「我が国における学術研究活動の状況」昭和55年3月
 - 10) 「大学図書館業務の電算化」昭和59年3月

5. 国際交流

- 1) 日米大学図書館会議(第一回 昭和44年5月15-19日 東京)～
- 2) UK/Japan Seminar on Library and Information Systems Development,
10-12 May 1978. Ministry of Education, Japan Society for the Promotion of
Science, British Council.
- 3) 英国、ドイツ大学図書館専門家の招聘 (主な大学図書館の視察、東京/関西で講演会の開催)

- ① K.W. Humphreys (バーミンガム大学図書館長、SCONUL (英国国立/大学図書館協議会) 会長)、昭和48年6月、49年4月
「University Libraries in Japan: Report」
- ② T. Hall (BLCMP 主任代理)
- ③ K.Barr (BLDSC デイレクター)
- ④ P. Sewell (英国文部科学省図書館アドバイザー)
- ⑤ D.Oetel (ドイツ研究協会図書館部長)
- ⑥ P. Bryant (バース大学図書館長)

その他

4) 情報図書館課、学術審議会関係者の海外視察

- ①英国視察 昭和54年 (遠山情報図書館課長、長倉三郎学術審議会情報資料分科会会長、田中久文専門員、松村学術調査官)
- ②英国視察 昭和49年? (吉川情報図書館課長、松村専門員)

6. 人材育成

- 1) 近世史料担当職員講習会 (東京、地方) 昭和27年～
- 2) 大学図書館職員長期研修 昭和46年～
- 3) 大学図書館職員講習会 (東京、大阪・京都)
- 4) 漢籍担当職員講習会 昭和47年～
- 5) ドキュメンテーション講習会 昭和4?～
- 6) 大学図書館職員在外研修制度の開設 昭和50年～
- 7) 東京大学情報図書館学研究センター 昭和51年設置 現職者再教育
東京大学文献情報センター 昭和58年改組
- 8) 筑波大学情報処理センター 昭和53年設置 現職者再教育
- 9) 図書館情報大学の設置 昭和54年

7. 学術審議会等

- 1) 「学術情報の流通体制の改善について(報告) 昭和48年7月25日
 - 2) 「今後における学術情報システムの在り方について (答申) 昭和55年1月
 - 3) 「学術研究体制の改善のための基本的施策について (第一次審議とりまとめ)」昭和57年1月28日
 - 4) 「学術情報流通の拡大方策について (報告)」平成2年1月
 - 5) 「大学図書館機能の強化・高度化の推進について (報告) 平成5年12月16日
 - 6) 「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について (建議)」平成8年7月29日
 - 7) 「学術情報発信に向けた大学図書館機能の改善について (報告)」平成15年3月
- 1) 「大学図書館の業務分析」全国国立大学図書館長会議 日本図書館協会刊行 昭和4

3年

- 2) 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について(第二次報告)」 国立大学協会 昭和50年11月
- 3) 「社会教育主事、学芸員及び司書の要請、研修等の改善方策について(報告)」 生涯学習審議会社会教育分科審議会 平成8年4月24日
- 4) 「学術情報データベースの整備について(報告)」平成9年12月
- 5) 「情報学研究の推進について(建議)」平成10年1月
- 6) 「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について(答申)」平成11年6月